

特定サービス産業実態調査 集計事項・集計様式一覧

☆印の業種は調査事項の精粗導入に伴い、2種類の集計事項を作成する。

1. 391 ソフトウェア業 ☆
2. 392 情報処理・提供サービス業 ☆
3. 401 インターネット附随サービス業 ☆
4. 411 映像情報制作・配給業 ☆
5. 412 音声情報制作業
6. 413 新聞業 ☆
7. 414 出版業 ☆
8. 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 ☆
9. 643 クレジットカード業, 割賦金融業
10. 701 各種物品賃貸業 ☆
11. 702 産業用機械器具賃貸業 ☆
12. 703 事務用機械器具賃貸業
13. 704 自動車賃貸業 ☆
14. 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
15. 709 その他の物品賃貸業 ☆
16. 726 デザイン業 ☆
17. 731 広告業 ☆
18. 743 機械設計業 ☆
19. 745 計量証明業
20. 796 冠婚葬祭業 ☆
21. 801 映画館
22. 802 興行場 (別掲を除く), 興行団 ☆
23. 804 スポーツ施設提供業 ☆
24. 805 公園, 遊園地・テーマパーク
25. 823 学習塾 ☆
26. 824 教養・技能教授業 ☆
27. 901 機械修理業 (電気機械器具を除く) ☆
28. 902 電気機械器具修理業 ☆

なお、今回の承認事項の変更については、集計事項及び集計様式の変更はないため、参考資料としてソフトウェア業のみを添付している。

1. 「業種別統計表：391-ソフトウェア業」集計事項一覧（事業従事者数 全規模の部）

1. ソフトウェア業（全国）

（表側項目）

[A: 経営組織別、B: 資本金規模別、C: 単独事業所・本社・支社別、D: 従業者規模別、E: 事業従事者規模別、F: 当該業務事業従事者規模別、G: 年間売上高規模別、H: 專業割合]

A	B	C	D	E	F	G	H	事業所数、従業者数、事業従事者数、年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高	1
A	B	C	D	E	F	G	H	業務（主業、従業）別の年間売上高	2
B	C	D	E	F	G	H	経営組織別の事業所数、従業者数及び年間売上高	3	
A	B	C	D	E	F	G	H	雇用形態別の男女別の従業者数、別経営の事業所から派遣されている人及びソフトウェア業務の事業従事者数	4
A	B	C	D	E	F	G	H	ソフトウェア業務種類の該当事業所数及び年間売上高、契約先産業別の該当事業所数及び年間売上高、年間営業費用	5

2. ソフトウェア業（都道府県）

都道府県	事業所数、従業者数、事業従事者数、年間売上高、1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高	6
都道府県	業務（主業、従業）別の年間売上高	7
都道府県	経営組織別の事業所数、従業者数及び年間売上高	8
都道府県	雇用形態別の男女別の従業者数、別経営の事業所から派遣されている人及びソフトウェア業務の事業従事者数	9
都道府県	ソフトウェア業務種類の該当事業所数及び年間売上高、契約先産業別の該当事業所数及び年間売上高、年間営業費用	10

1. 「業種別統計表：391-ソフトウェア業」集計事項一覧（事業従事者数5人以上の部）

1. ソフトウェア業（全国）

（表側項目）

[A: 経営組織別、B: 資本金規模別、C: 単独事業所・本社・支社別、D: 従業者規模別、E: 事業従事者規模別、F: 当該業務事業従事者規模別、G: 年間売上高規模別、H: 專業割合別]

業種	事業所数	従業者数	事業従事者数	年間売上高	1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高
A	第1表	第1表	第1表	第1表	第1表
B	第2表	第2表	第2表	第2表	第2表
C	第3表	第3表	第3表	第3表	第3表
D	第4表	第4表	第4表	第4表	第4表
E	第5表	第5表	第5表	第5表	第5表
F	第6表	第6表	第6表	第6表	第6表
G	第7表	第7表	第7表	第7表	第7表

2. ソフトウェア業（都道府県）

都道府県	事業所数	従業者数	事業従事者数	年間売上高	1事業所当たり及び1人当たりの年間売上高
A	第1表	第1表	第1表	第1表	第1表
B	第2表	第2表	第2表	第2表	第2表
C	第3表	第3表	第3表	第3表	第3表
D	第4表	第4表	第4表	第4表	第4表
E	第5表	第5表	第5表	第5表	第5表
F	第6表	第6表	第6表	第6表	第6表
G	第7表	第7表	第7表	第7表	第7表

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項又は第 20 条第 3 項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる事業所及び企業を調査対象から除く。ただし、避難解除等区域（避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長が福島県の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。）に含まれる事業所及び企業を除く。

- （1）原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示。
- （2）住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示。

2 変更する期間

本調査は年次調査であるが、本変更は当面、今回の調査のみの対応とする。

3 公表上の取扱い

指示の対象となった区域に含まれる事業所及び企業は母集団から除いて集計することから、公表において特段の取扱いは行わない。

特定サービス産業実態調査の実施の必要性について

平成 25 年 6 月
調査統計グループ構造統計室

1. 調査の目的・必要性

特定サービス産業実態調査は、我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、統計法（平成19年法律第53号）に規定する基幹統計調査として特定サービス産業実態調査規則（昭和49年通商産業省令第67号）に基づき実施している。

本調査は、サービス産業の事業活動の実態等を捉えた我が国で最初の統計調査として創設され、昭和48年以降毎年実施しており、調査事項は売上高、営業費用、従業者数といった業種横断的な基礎的事項に加え、フランチャイズ、契約高、入場者数等の業種特性に応じた調査事項についても設定している。

調査結果は、主にサービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料、GDP統計や産業連関表（基本表、地域表等）の作成のための基礎資料等として利活用されているところ。

2. 他調査との重複

サービス産業関連の基幹統計調査としては、経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）があるが、経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにすることを目的として5年ごとに売上高等を業種横断的に把握する調査であるのに対し、特定サービス産業実態調査は経済産業省が所管する特定の業種における詳細な特性事項（業務内容及び業態変化）を把握することを目的に実施している調査である。

3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

前回、平成25年調査については、以下の年月に実施する予定である。

重複是正（調査候補名簿の提出）	→ 平成24年11月（済）
調査対象名簿の提出	→ 平成25年6月

調査結果名簿の提出 → 平成 25 年 11 月
平成 26 年調査については、以下の年月に実施する予定である。
重複是正（調査候補名簿の提出） → 平成 25 年 11 月
調査対象名簿の提出 → 平成 26 年 6 月
調査結果名簿の提出 → 平成 26 年 11 月